

令和8年度一般補助造林 事業計画の申請について

令和8年度に県補助金を受け造林事業を予定されている方は、造林地番号等を確認し、期限までに申請して下さい。詳細は下記のとおりです。

1. 対象事業
 - 新植事業（スギ、ヒバ、カラマツ、クロマツ、アカマツ等で、一反歩当たり 300 本植えを基本とします。）
 - 保育事業（人工林）
 - 1) 下刈事業（林齢 10 年生まで）植栽年が一年目です。
 - 2) 除伐事業（林齢 11 年生から 25 年生まで）
 - 3) 枝打ち事業 単層林(林齢 11 年生から 30 年生まで)
 - 4) 保育間伐事業（林齢 11 年生から 35 年生まで）
 - 5) 間伐事業（林齢 11 年生から 60 年生まで）
（森林経営計画の認定を受けた 5 ha 以上の施業で 10 m³/ha 以上の搬出が必要です。）
2. 申込期日
 - 1) 令和8年6月26日（金）まで
 - 2) ～ 5) 令和8年9月25日（金）まで
3. 対象面積 0.1ha 以上（一反歩以上の施業面積）
4. 申請方法 申請書を今別町役場産業建設課まで提出をお願いします。
※申請書は、今別町ホームページからダウンロードまたは産業建設課窓口に配備しております。
5. 新植用苗木については、直接苗木業者へ申し込みしてください。
なお、農地（田、畑）へ植林する場合は農地転用許可書が必要です。
6. 作業前、作業中、作業後の写真が必要となりますので、申請後に作業を行う際には、撮り忘れのないようお願いいたします。写真がない場合には、補助金が交付されない場合があります。
下刈については、植林木の成長度合いと草の繁茂状況により対象とならない場合がございますので、作業を行う前に確認が必要となります。

お問合せ先
今別町役場産業建設課
TEL 0174-35-3005